

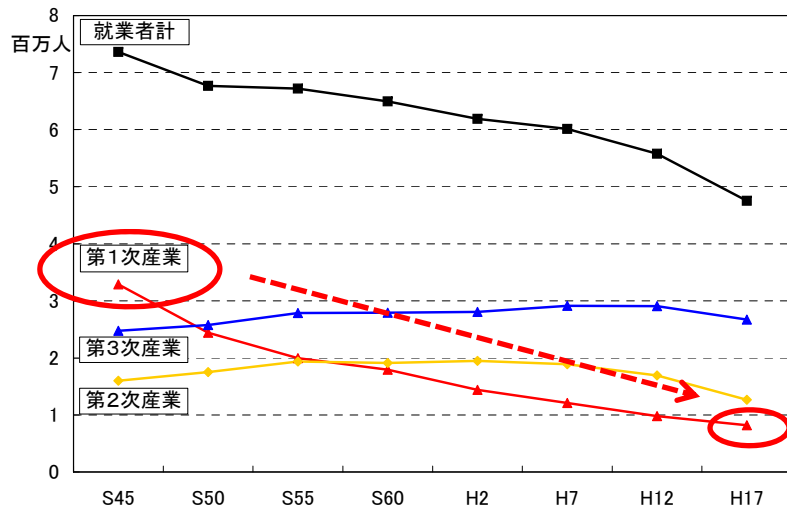
# 農林水産業就業者数の状況

## 資料2

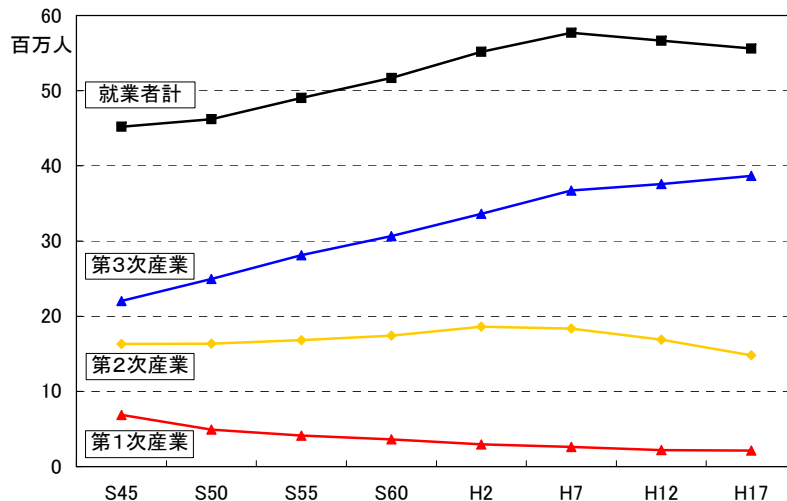
(総務省過疎対策室)

○ 過疎地域でも農林水産業就業者(第1次産業就業者)の割合が大きく減少し、第3次産業に依存するよう変化。

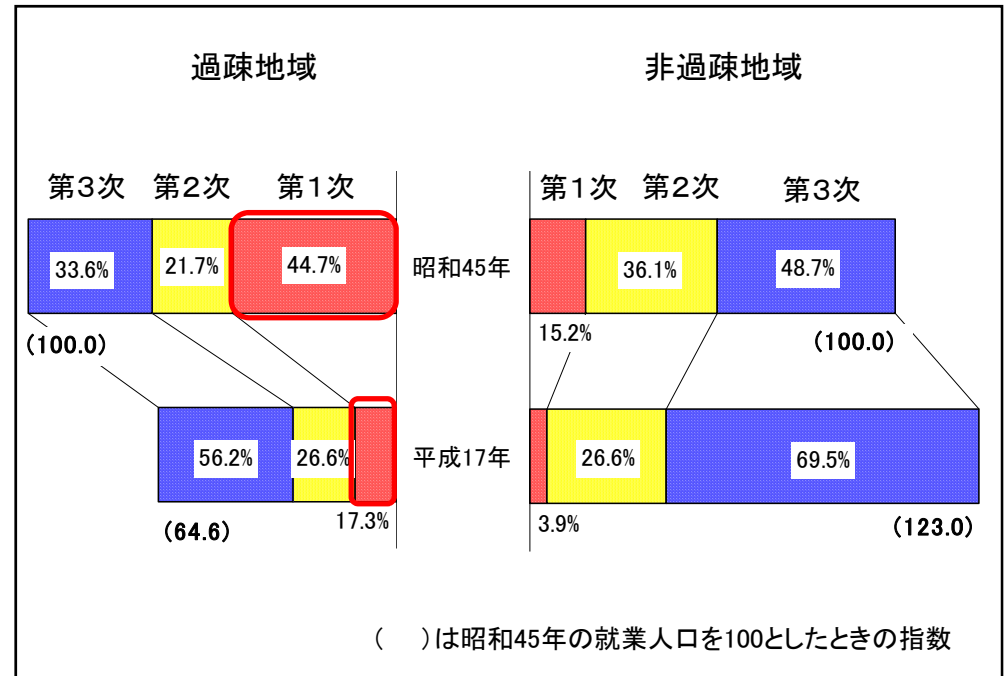
過疎地域の産業別就業者数の推移



非過疎地域の産業別就業者数の推移



産業別人口及び構成割合の変動状況



※ 国勢調査による。  
 ※ 過疎地域は平成19年4月1日時点。  
 ※ 平成17年度については一部過疎地域に該当するためデータを取得できない地域が194地域ある。  
 ※ 総数には分類不能産業を含まない。

# 現行過疎法に基づく支援措置

(参考)

区分	過疎法条文	種類
財政上の特別措置	<p>第10条・第11条</p> <p>第12条</p>	<p>○国の負担又は補助の割合の特例（かさ上げ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正規模に統合する小中学校の校舎・屋内運動場の新增築、教職員住宅の建築</li> <li>・保育所</li> <li>・消防施設</li> </ul> <p>○<u>過疎地域自立促進のための地方債（過疎対策事業債）</u></p>
行政上の特別措置	<p>第14条</p> <p>第15条</p> <p>第16条・第17条</p> <p>第18条・第19条</p> <p>第20条</p> <p>第21条</p> <p>第22条</p> <p>第23条</p> <p>第24条</p> <p>第25条</p>	<p>○<u>基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備（都道府県代行制度）</u></p> <p>○<u>公共下水道の幹線管渠等の整備（都道府県代行制度）</u></p> <p>○医療の確保に係る国庫補助等</p> <p>○高齢者の福祉の増進に係る国庫補助</p> <p>○交通の確保への配慮</p> <p>○情報の流通の円滑化及び通信体系の充実への配慮</p> <p>○教育の充実への配慮</p> <p>○地域文化の振興等への配慮</p> <p>○<u>農地法等による処分についての配慮</u></p> <p>○<u>国有林野の活用についての配慮</u></p>
金融上の特別措置	<p>第26条</p> <p>第27条</p> <p>第28条</p>	<p>○<u>農林漁業金融公庫等からの資金の貸付</u></p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○<u>沖縄振興開発金融公庫からの住宅建設等に係る資金の貸付</u></p>
税制上の特別措置	<p>第29条</p> <p>第30条</p> <p>第31条</p>	<p>○所得税・法人税に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例</p> <p>○所得税・法人税に係る減価償却の特例</p> <p>○地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん</p>

# 過疎対策における農林水産業支援

- 農林水産省関係事業については、過疎地域で実施する場合、採択に緩和基準を設けている。
- 農道・林道の整備、漁港整備、農林漁業経営近代化施設整備など、農林水産業関連施設整備に対して過疎対策事業債が活用されている。

## 農林水産省関係事業における、過疎地域の採択基準の緩和

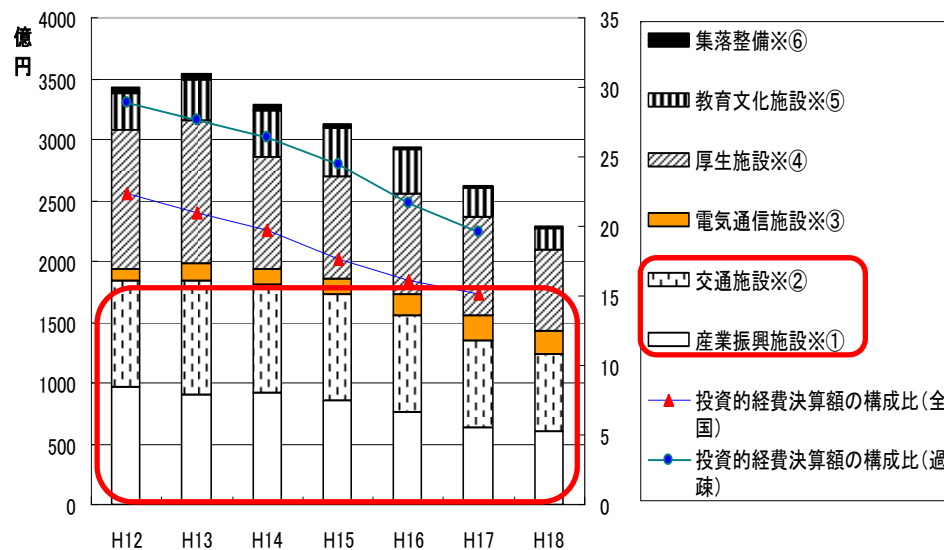
事業名	緩和事項	一般基準	緩和基準
1. 農道等に係る土地改良事業等			
(1)農道整備事業(一般農道)	受益面積	50ha以上	30ha以上
	延長	1,000m以上	800m以上
	幅員	4.5m以上	4m以上
(2)農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	総事業費	1億円以上	2千万円以上
	受益面積	50ha以上	30ha以上
	幅員(車道)	4m以上	3m以上
(3)ため池等整備事業(大規模)	受益面積	100ha以上	70ha以上
2. 畜産担い手育成総合整備事業			
(1)再編整備型事業	受益草地	30ha以上	15ha以上
3. 森林整備事業(林道)			
(1)森林管理道開設	利用区域の森林面積	50ha以上	30ha以上
(2)改良事業(幹線林道)	利用区域の森林面積	500ha以上	200ha以上
(3)林道舗装事業	利用区域の森林面積	500ha以上	200ha以上

※備考 平成18年度事業の採択要件による。また、上記に示す以外にも、広域営農団地農道整備や、ため池(小規模)等がある。

## 平成12年度を100とした場合の過疎債充当額の分野別推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
産業振興施設①	100.0	93.1	95.8	88.6	78.7	66.3	63.0
交通施設②	100.0	107.5	101.7	100.6	91.5	81.5	71.6
電気通信施設③	100.0	162.3	137.1	140.2	198.8	227.4	223.7
厚生施設④	100.0	100.9	79.8	72.4	70.2	70.5	57.1
教育文化施設⑤	100.0	113.0	127.4	131.9	121.1	78.9	57.2
集落整備⑥	100.0	118.6	117.9	88.9	77.3	48.8	32.0
合計①～⑥	100.0	103.3	95.9	91.3	85.9	76.7	66.5

## 過疎対策事業債施設別充当額及び投資的経費決算額の推移



※備考 各施設の主なもの

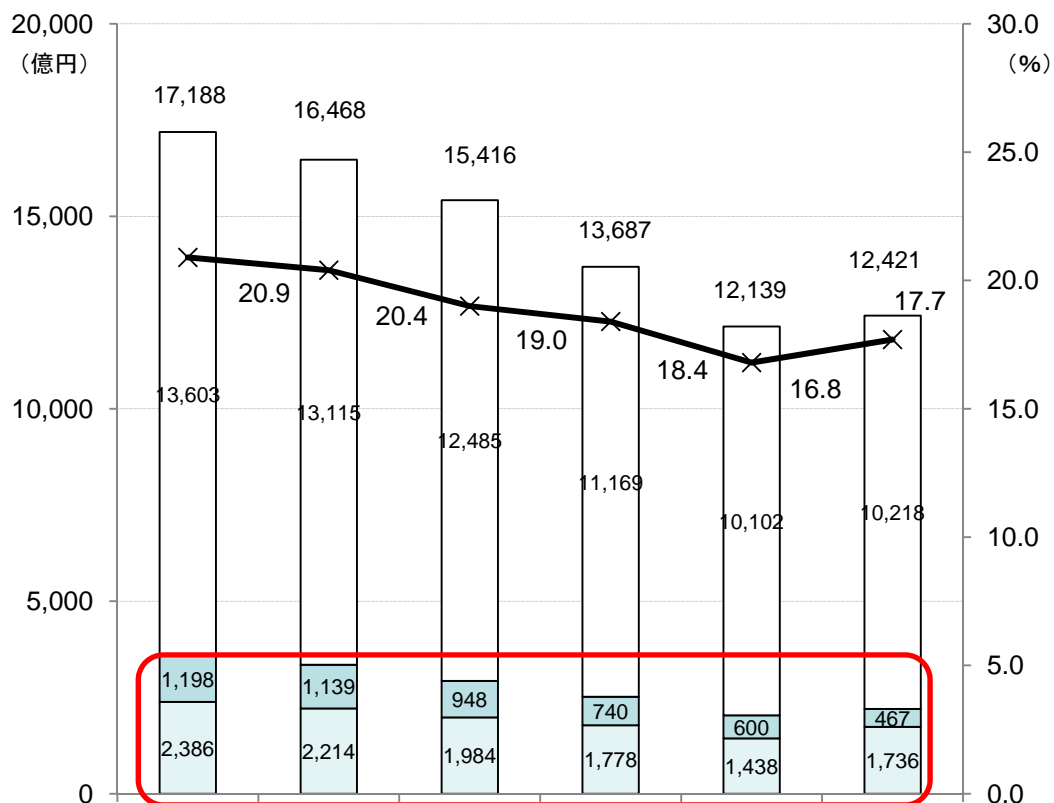
- ① 観光・レクリエーション施設、農林漁業経営近代化施設、農林道、漁港
- ② 市町村道・橋りょう、農道・林道、渡船施設、除雪機械
- ③ 有線放送施設、有線ラジオ放送施設、有線テレビジョン(CATV)施設、無線電話施設
- ④ 下水処理施設、簡易水道施設、高齢者福祉増進施設、消防施設、診療施設
- ⑤ 統合校舎、地域文化振興施設、公民館、学校給食施設、その他の集会施設
- ⑥ 定住促進団地、移転跡地整備

※出典: いずれも「過疎対策の現況」(平成19年8月 総務省過疎対策室)による。

# 農林水産業振興の実績

○ 農林水産業振興施策は、過疎地域自立促進市町村計画における実績の2割程度で推移。

過疎地域自立促進市町村計画実績と農林水産業振興施策の占める割合



基盤整備、漁港施設、経営近代化施設整備
  農道、林道、漁港関連道路整備
  その他
  農林水産関連事業の割合

農林水産施設別整備実績

施設名	実績		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度
農林漁業経営近代化施設(箇所)	532	412	294
農道(m)	新設	92,776	80,376
	改良	265,384	257,255
林道(m)	新設	341,610	252,465
	改良	247,239	184,926
漁港関連道路(m)	新設	4,201	987
	改良	3,790	1,212

※備考 総務省調べ。